

・お金を借りると、そのお金（元金）に対して利息を支払うことになります。

・利息の割合（利率）の上限は、借入金額ごとに法律で定められています。

***利息の計算方法　　残元金（元金）×金利（利率）×借入期間÷３６５日***

【例】 借入金額 ： １００，０００円　 実質年率：１８．０％ 借入期間：１８０日で一括返済の場合

利　　　息 ： １００，０００円 × １８．０％ × １８０日 ÷ ３６５日 ＝ ８，８７６円

返済総額 ： １００，０００円（元金） + ８，８７６円（利息） ＝ １０８，８７６円

**お金を借りると利息がつきます。**

**ポイント１**

民法改正により、令和４年４月１日から**成年年齢が18歳へ引き下げられました**。**成人になると、**未成年者が親の同意を得ずに契約をした場合に契約を取り消すことができる**「未成年者契約取消権」を行使できなくなります**。そのため、社会経験の乏しい**18、19歳の方**は、**金融に関する知識と**

**判断力（金融リテラシー）**を身につけて、**金銭トラブルに巻き込まれないように**注意しましょう。以下に、４つのポイントをまとめましたのでご確認ください。

・金銭の貸付けを、反復継続の意思を持って業として行う場合は、国（財務局長）または

都道府県知事の貸金業の登録が必要です。

・しかし、貸金業を営む者の中には登録を受けずに法律に違反する高金利での貸付けを行い、

悪質な取り立てを行ういわゆるヤミ金融業者も存在しています。

・借入れをする際は、まずは登録のある業者かを必ず確認しましょう。

・既にヤミ金融業者から借入れをしてしまったという方は、下記にご相談ください。

**大阪府警察本部 『悪質商法１１０番』**

**【連絡先】（０６）６９４１－４５９２【受付時間】平日９：００ から１７：４５まで**

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html>

登録の有無は

こちらから

確認できます

大阪府　まずは登録業者か確かめましょう

検索

**ヤミ金融業者からは絶対に借入れをしないで下さい。**

**ポイント２**



**消費者金融**で知っておくべき**４つのポイント**

～１８歳、１９歳のあなたへ～

・保証人とは、借入れをした人（主たる債務者）が借金の返済をしない場合に

代わりに借金を返済する義務を負う人のことをいいます。

・保証人には 「催告の抗弁権」 「検索の抗弁権」 「分別の利益」 が認められていますが、

保証人には認められていません。

・よって保証人は、返済に関して主たる債務者と同等の責任を負うことになります。

・保証人、連帯保証人になる場合は慎重に考えましょう。

※貸金業者は保証契約を締結するまでに、契約内容を説明する書面を交付する義務があります。

**催告の抗弁権** … 債権者（貸金業者）が保証人に返済を要求してきたときに、

まずは主たる債務者に返済を要求すべきであると請求すること。

**検索の抗弁権** … 主たる債務者に借金を返済するための資力があり、かつ、その執行が

容易であることを証明すること。

**分別の利益** … 保証人が複数いる場合に、個々の保証人はそれぞれ等しい割合で

借金の返済義務を負うこと。

**保証人になる場合は、十分な説明を受け慎重に考えましょう。**

**ポイント３**

・多重債務とは、多数の借入れをした結果、返済が困難となる状況をいいます。

・借金の返済に困ったら、ひとりで悩まず、まずは相談窓口で相談しましょう。

・多重債務に陥った場合の解決方法として、法律に基づく制度がありますので、

上記相談窓口から、弁護士や司法書士等に相談しましょう。

※いずれの方法も条件等があり、必ずしも借金が減額できるとは限りません。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_riyousha/>

相談窓口は

こちらから

確認できます

**法律に基づく制度**

任意整理 … 裁判所を利用せず貸金業者等と直接交渉し、返済について話し合う方法。

特定調停 … 裁判所が仲介役となり貸金業者等と返済について話し合う方法。

民事再生 … 裁判所の許可を得て、債務の大幅な減額を受け、再生計画に従い分割払い

により支払う方法。

自己破産 … 裁判所に申立てをし、債務を免責してもらう方法。

**借金の返済に困ったら、多重債務に陥る前にまずは相談しましょう。**

**ポイント４**

大阪府　多重債務の相談窓口

大阪府 商工労働部　中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【連絡先】（０６）６２１０－９５０６　【受付時間】平日 ９：００ から １８：００ まで

お問合せ先